

一般社団法人日本木造建築海外推進協会 入会基準及び手続き等に関する規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本木造建築海外推進協会（以下「本会」という。）の社員となろうとする者は、本規則に定める社員基準、手続き等に従うこととする。

(定義)

第2条 本会の社員は、木造建築・住宅産業に関連する事業を営む法人・団体である正会員、本会の趣旨に賛同する研究教育機関、自治体である賛助会員、研究教育機関、自治体等に所属し本会に認められる個人である個人会員とし、正会員をもって本会の構成員とする。

(正会員基準)

第3条 正会員になろうとする者は、入会申込み時に次の事項をすべて満たすこととする。

- ① 海外への事業を展開している又は取り組もうとしていること。
- ② 木造建築・住宅産業に関連する事業が原則として継続して1年以上、かつ組織的に行われていること。
- ③ 事業目的及び事業内容が明確である事業者であること。ただし、登録先及び本拠点は国内外を問わない。
- ④ 販売する商品、若しくは権利、又は提供する役務及び事業方式が公序良俗に反せず、事業が法令を遵守し、かつ適正に行われていると認められること。
- ⑤ 過去3年以内に法令等に違反して処分された者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑥ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(賛助会員基準)

第4条 賛助会員となろうとする者は、次の事項を満たすものとする。

- ① 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であること。
- ② 事業目的及び事業内容が明確であること。
- ③ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(個人会員基準)

第5条 個人会員となろうとする者は、次の事項を満たすものとする。

- ① 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であること。

- ② 研究教育機関、自治体等に所属し本会に認められること。
- ③ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(入会の条件)

第6条 本会の社員になろうとする者は、本会の会規、規則、決定事項、倫理綱領、ガイドライン、並びに関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

- 2 本会の社員になろうとする者は、入会后本会から求められた事項について報告に応じる義務があるとする。

(入会手続)

第7条 本会の社員になろうとする者は、以下の書類を本会に提出するものとする。

(正会員)

- ① 入会申込書（別記様式1）
- ② 誓約書（別記様式2）
- ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内の原本
- ④ 会社経歴書
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 支社、支店、営業所等の一覧表及び業務内容
- ⑦ 前事業年度の決算報告書（コピー）※提出する書類のない者は要申し出。
- ⑧ 事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要（別記様式3）
- ⑨ その他本会が求める書類、資料

(賛助会員)

- ① 入会申込書（別記様式1）
- ② 誓約書（別記様式2）
- ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内の原本
- ④ 会社経歴書
- ⑤ その他本会が求める書類、資料

(個人会員)

- ① 入会申込書（別記様式1）
- ② 誓約書（別記様式2）
- ③ その他本会が求める書類、資料

(審査)

第8条 事務局は、社員になろうとする者について、第3条、第4条及び第5条の基準に則

- っているか予備調査を行い、会長に報告する。
- 2 会長は、事務局からの報告に基づき基準を満たしているか審査を行い、理事会において入会承認を与える。
 - 3 事務局は、承認を与えた新規入会社員について、理事会に定期的に報告する。
 - 4 審査において、本会が必要であると認めた場合には、別途説明を求めることや、来訪の要請又は訪問調査等を行うことがある。
 - 5 すでに社員となった者が社員種類の変更を希望する場合は、原則として本規則に則り、入会申込みと同様の手続きを行い、再度入会審査を受けなければならない。ただし、第7条に基づき定める書類は省略される場合がある。

(権利の発生)

第9条 承認を受けた者は、入会を承認された月から以下のとおり所定の会費を納付し、事務局が確認した後に社員資格を得て、社員としての権利を行使することができる。

社員の種類	年会費 (円)	入会金
正 会 員	30,000	不要
賛助会員	20,000	
個人会員	3,000	

- 2 会費は年度ごとの更新とする。ただし、11月・12月・1月・2月・3月に入会された場合は、次年度3月が更新時期となる。
- 3 所定の会費の請求書発行後3ヶ月を経ても入金のない場合は、入会の意思がないものとみなし、社員資格を放棄したものとする。
- 4 海外の社員の年会費は、会費の納付時に日本円か相当額のアメリカドルで振り込むものとする。

(不承認及び保留)

第10条 書類の不備・欠落があった者、及び基準を満たさなかった者、また会長は承認されなかった者には、その旨を連絡する。

(退会手続)

- 第11条 退会しようとする者は、退会届(別記様式4)を会長に提出して、任意に退会することができるものとする。
- 2 事務局は、退会状況について、理事会に定期的に報告する。

(改廃)

第12条 本規則は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規則は、2024年2月29日から施行する。

別記様式 1

入会申込書

年 月 日

一般社団法人日本木造建築海外推進協会 会長宛

貴会の目的及び会規等に賛同し、入会の申し込みをします。

申請者名			
所在地	〒		
代表者	(役 職) (氏 名)		
連絡担当者	(所属部門) (役 職) (氏 名) ※代表者と同じ場合はご記入いただかなくても結構です。		
TEL		FAX	
E-MAIL	(各種連絡、会報等の配信先)		
申請しようとする社員の種類	<input type="checkbox"/> 正 会 員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 個人会員 ※どちらかに✓マークで示してください。		

ご記入いただいた情報は、弊会で適切に管理いたします。

(お申込・問合せ先) 〒113-8657 東京都文京区弥生 1-1-1 弥生講堂アネックス 2F 日本木造建築海外推進協会 事務局 TEL: 03-5539-5331 Email: team@jtop.link
--

年 月 日

(申請者名)

(代表者名)

入会誓約書

一般社団法人日本木造建築海外推進協会 会長宛

今般、貴会へ社員として入会するにあたり、下記の事項について誠実に実行することを誓約いたします。

記

- (1) 協会の目的を達成するための事業に協力すること。
- (2) 協会の名誉を傷つけ及び目的に反する行為を行わないこと。
- (3) 反社会的勢力と関係を持っておらず、将来においても一切持たないこと。
- (4) 入会金及び会費を遅滞なくに納付すること。
- (5) 誓約内容に違反したときは、即時退会を了承すること。

以上

年 月 日

(申請者名)

(代表者名)

事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要

一般社団法人日本木造建築海外推進協会 会長宛

今般、貴会へ正会員として入会するにあたり、弊社の事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要は、以下のとおり報告します。

申請者名	
これまで事業の海外展開の対象国・地域	
海外展開の主要商品等	
海外事務所の有無及び所在国・地域	
これから事業を海外展開しようとする対象国・地域	
海外展開しようとする主要商品等	

ご記入いただいた情報は、弊会で適切に管理いたします。

別記様式 4

年 月 日

(申請者名)

(代表者名)

退会届

一般社団法人日本木造建築海外推進協会 会長宛

今般、諸事情により今日付けで退会させていただきます。ご許可くださいますようお願い申し上げます。